

大往生の勉強会

遺言も相続人もないとしたら あなたの死後、遺された財産と死後の整理は誰が？

遺言も相続人もない人の財産が、年に400億程度国庫に入ると新聞が伝えています。このことから、相当数の人が、遺された財産と死後の整理をしていないことが推測されます。私たちの周りにもそのような人があるということにもなります。

死後に財産の整理や多くの届出をするのを「死後事務」といいます。

病院の支払い、葬儀、家財の整理、土地建物の処分などを引き受けるのは誰ですか？費用を持つのは誰ですか？亡くなった後自分自身では検証できないことから、間違いなく死後事務が実行されることが約束されなくてはなりません。

安心して委任するにはどうすればよいのでしょうか？

- 日 時 2017年5月18日(木) 午後2時～4時
- 会 場 浦和コミュニティセンター 第14集会室
浦和駅東口駅前 コムナーレ10階
- 講 師 篠笛弘一 (株)山田エスクロー信託 代表取締役社長
管理信託契約のメリット
須齋美智子 NPO法人ライフ・アンド・エンディングセンター理事長
死後事務ワンストップ委任で安心を
- 定 員 72名
- 資 料 代 700円
- 申し込み 電話 048-855-1238 FAX 048-855-1006 Email office@npolec.org
- 主 催 NPO法人ライフ・アンド・エンディングセンター